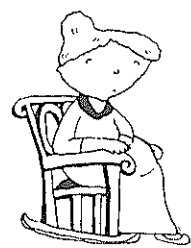
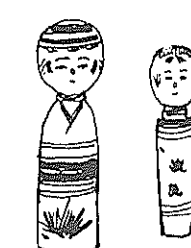


こどもが生まれるとき



母子手帳
妊婦は医師の診断書
をもらって、市民課
給付係で母子手帳をもらってくだ
さい。



医療券
母子手帳をもらうとき
妊婦の健康診断が二回
無料で受けられる医療券がもらえ
ます。

赤ちゃん誕生から、入学まで 市役所を公開します

保育所・幼稚園に入るとき

保育所 福祉事務所

入所の心得 入所できる子供は、二歳から五歳までお母さんが働いている、病気で休んでいる、お母さんがいない家庭などで、家で母にかわって子供をみる人がいない家庭に限られます。

保育料は、生活保護家庭、母子家庭（非課税）は無料ですが、所得に応じて、二歳児で最高九千六百円、その他の子供は八千円を限度として保育料をいただきます。時間は午後四時までですが、共働きなどで、どうしても家庭でお子さんをみるできない家庭については、五時半ごろまで保育しています。

毎年、一月から入所の申請を受

幼稚園 幼稚園

入園の心得 市の幼稚園は保育所と大きなちがいはありませんが、幼児の心身の調和的な発達をはかり、健全な心身の基礎を養うためのものです。市には、白木谷と瓶岩の幼稚園があります。

入園は、四月一日現在で満三歳以上の子供を対象に、毎年一、二

小学校へ入学するとき

住民基本台帳に記載されている住所をもとに、教育委員会が学校を指定します。そして、入学通知書は各学校を通じて二月中旬に保護者あて届けられます。

また、入学通知書に先立って二月中旬に新入学児の健康診断通知書が保護者あて届けられます。身体が弱くて入学できないときは、病弱や発育不良で入学できない児童、生徒は、就学猶予や就学免除ができます。医師の診断書をもって学校教育課に申し出てください。

そのほか、盲、ろう児やし体不自由児、難聴児、言語障害児の就学、その他についてもご相談ください。

こどもが生まれたとき

これは、住民基本台帳に記入されます。

住民基本台帳は、住所、世帯構成の証明、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金、印鑑登録や証明、新入学児童、予防接種など、行政の基本となることばかりです。このため、世帯に移動があったときは、必ず届出をしてください。

出生届

いつまでに、生れた日
から十四以内に
だれが・①父 ②母 ③同居者の
順序で、ふいへ・こどもが生れた
ところの市町村役場、または父
母の本籍地、住所地の市町村役場
届出の用紙は、市民課の窓口、
または病院、産院にあります。

届書の数・届出先が本籍地と同じときは一通、届出先が本籍地でないときは二通りあります。

持ってくるもの・①出生証明書（届書についていますので、医師または助産婦に記入、押印してもらおう）②届出先の印鑑 ③母子手帳 ④国民健康保険証

住民移動届 出生届と同時に提出してください。

祝金

市民課

出生祝金 出生届をすませた人は、印鑑をもって給付係においでください。祝金として、どなたにも千円が支給されます。

国民健康保険 国民健康保険に加入している人は、出生届をすませた人は、国民健康保険に加入してください。

赤ちゃん預金 第三子以上の出生児に対して五千円の預金通帳がもらえます。
給付係で住民票謄本（世帯全員）

医療費の無料

給付係で出生届祝金をもらおうとき、〇歳児医療費の無料化の手続きをしてください。

誕生日の月までの十三カ月間は医療費がタダになります。必ず、印鑑とあなたが入っている各種健康保険証をもってきてください。

無料牛乳 母子手帳をもらった次に、三階の公書環境課保健係へおいでください。牛乳申請書に記入、印鑑を押し、母子手帳をえて出してください。牛乳がただでもらえます。もらえる世帯は、生活保護世帯、市民税の非課税世帯、所得税の非課税世帯の人に限りです。

妊婦は、申請の翌月から出産の月末まで
産婦は、出産の翌月から三カ月
乳児は、出産後、満四カ月から
向う九カ月間
近くの牛乳業者から、毎日一本が配達されます。

無料牛乳

母子手帳をもらった次に、三階の公書環境課保健係へおいでください。

牛乳申請書に記入、印鑑を押し、母子手帳をえて出してください。牛乳がただでもらえます。

もらえる世帯は、生活保護世帯、市民税の非課税世帯、所得税の非課税世帯の人に限りです。

妊婦は、申請の翌月から出産の月末まで
産婦は、出産の翌月から三カ月
乳児は、出産後、満四カ月から
向う九カ月間
近くの牛乳業者から、毎日一本が配達されます。

出生の手当

同和の出産手当

同和地区在住の人が対象で

児童扶養手当

母子家庭、准母子家庭の児童養育費として、義務教育を終了するまで月額六千五百円（四十九年九月から九千八百円）がもらえます。児童一人目八百円、三人目からは四百円が加算されます。

ただし、国民年金、恩給、厚生年金などの公的な年金を受けることができない人はもらえません。老令福祉年金とは併給できません。

申請は、印鑑、住民票謄本、戸籍謄本をもって福祉事務所社会係へおいでください。